

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁犯罪抑止対策本部長
警視庁生活安全本部長
警視庁刑事本部長
警視庁組織犯罪対策本部長
警視庁地域本部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)

殿

警察庁丁生企発第82号、丁組二発第33号
令和6年2月15日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策二課長

警察大学校生活安全教養部長
警察大学校刑事教養部長
警察大学校組織犯罪対策教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

高齢者の自宅電話に犯罪グループから電話が架かることを阻止するための方策の強力な推進について(通達)

見出しのことは、「高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策の強力な推進について(通達)」(令和5年3月29日付け警察庁丁生企発第223号ほか、以下「旧通達」という。)に基づき、各都道府県警察において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)による70歳以上の契約者等の回線を対象としたナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストを無償化するなどの取組に関し、各種警察活動を通じて周知するとともに、その利用に向けた具体的な支援を推進しているところである。

また、特殊詐欺に悪用される国際電話番号が急増していることを受け、国際電話番号からの発着信が見込まれない契約者等に対しては、「国際電話不取扱受付センター」(以下「受付センター」という。)の周知及び国際電話利用契約の利用休止の申込み促進に向けた取組も推進しているところである。

令和5年の特殊詐欺を手口別に見ると、犯人側からの最初の接触手段の大半が固定電話となるオレオレ詐欺、還付金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗の認知件数、被害額はいずれも前年よりも減少しており、見出しの方策を推進してきたことによる一定の成果がうかがえる。しかし、全体で見れば総認知件数、総被害額は共に前年よりも増加し、また、依然として電話を欺罔手段とする手口が約8割を占める情勢にある。

各都道府県警察にあっては、下記の点にも留意しつつ、引き続き見出しの方策を強力に推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

- 1 犯人からの電話を直接受けないための対策の推進
 - (1) 国際電話番号からの着信を受けないための対策
令和5年7月以降、国際電話番号の犯行利用が急増しているところ、国際電話番号については、受付センターに国際電話利用契約の利用休止の申込みを行えば、固

定電話・ひかり電話を対象に国際電話番号からの発着信を休止できることから、国際電話番号からの発着信が見込まれない契約者等に対しては、受付センターの連絡先等を周知するとともに、申込みが行われるよう促すこと。

なお、受付センターとの協議により、警察から申込希望者に対する働き掛けを行う場合において、申込者の手続が簡略化されていることから、巡回連絡、各種会合、高齢者をはじめとした幅広い世代への交通安全教育等のあらゆる機会を通じて、高齢者世帯を中心に封筒（作成型）の作成を含めた申込支援等の取組を強化すること。

(2) 発信者番号表示サービス等の普及等に向けた対策

高齢者の自宅電話に架かる犯罪グループからの電話を遮断するため、番号非通知の電話を着信拒否することなどが有効であることから、NTTによる70歳以上の契約者等の回線を対象としたナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストを無償化する取組について、引き続き、その周知及び利用に向けた支援を推進すること。

なお、各種活動を推進するに当たっては、「広報啓発用チラシを活用したNTTのナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストのサービスの利用促進の徹底について（通達）」（令和6年1月18日付け警察庁丁生企発第26号ほか）に基づき、広報啓発用チラシを対象に提示しつつ、内容を説明するとともに、対象からの求めに応じ、申込みに向けた具体的支援を行うこと。

2 防犯機能の高い機器の設置の促進

上記1に加え、留守番電話設定の普及、自動通話録音、警告音声、迷惑電話番号からの着信拒否等の機能を有する機器の設置を促進すること。